

在留邦人の皆様へ

【医療制度改革法の在留邦人への適用について】

2014年1月1日をもって医療制度改革法（Affordable Care Act）が本格施行され、これにより、米国に在住する個人は、通常、同法の定める基準を満たした医療保険に加入する、あるいは罰金税を支払うことが求められることとなります。

これらの規定の外国人への適用（日本の公的医療保険に加入している在留邦人の扱いを含む）について、これまで米国政府に照会をしておりますが、**米国在住外国人への適用関係については「検討中」**とされ、現時点では明確な説明を得られておりません。

本件については、引き続き米国政府への照会を鋭意実施し、結果・状況につき、当館ホームページ、領事インフォメーション等を通じて随時お知らせして参ります。